



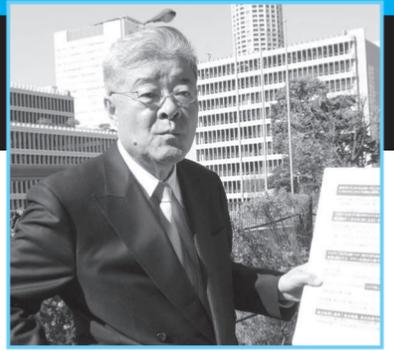
報道写真家 福田文昭撮影

目黒区議会議員 ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

# 須藤 甚一郎

す どう じん いち ろう

## 目黒区の問題がよくなる 政務活動レポート



闘う無所属！須藤甚一郎！

<http://home.f04.itscom.net/sudo-j>

ホームページでYouTube版「ウィークリーニュース」の動画が見られます。  
スマホ、携帯電話で「ウィークリーニュース」が見られます



# JR跡地売却！20年前福祉施設目的で32億で購入し何もせず！ 目黒区青木区政愚策の見本だ！貴重な区民の土地を叩き売る！ 区内一等地、老人施設にもつてこい、保育施設で待機見解消だが！



（傍聴者がカメラ使用許可を取り撮影）

目黒区民をバカにしたこんな愚かな施策はない。JR跡地(旧国鉄職員宿舎跡地)は、20年前に32億円の巨費を投じて区民住宅、福祉住宅等を建設するため購入。しかし、河原区長、薬師寺区長、青木区長の三代にわたり放置したままだった。

現・青木区長は、管理費、調査費等を数千万円も支出したが、何もしないので損害賠償請求の住民訴訟を私は提起した。けれど、裁量の範囲であるとの不当判決。このほど私は定例区議会一般質問に取り上げ、青木区長を追及。一般質問を紹介し、答弁は追ってブログで紹介する。

### 一般質問通告書

平成27年2月5日  
目黒区議会議員あて  
質問者氏名 須藤 甚一郎  
目安時間 45分

1 目黒区の愚策の見本であるJR跡地売却に関する疑問点を青木区長に聞く

質問(1) JR跡地を購入してから20年、青木区長になってから11年、数々の計画の変更をして貴重な区民の財産であるJR跡地は放置状態。売却先の事業者の公募にこぎつけた。しかし、青木区長は区民、議会に対して反省、謝罪の言葉がまったくないのは、なぜなのか。 [右段に続く①](#)



質問(2) 青木区長になってから、JR跡地に投入した総経費はいくらか。

質問(3) これまでJR跡地の目黒区分:4,270.00㎡を27億6700万円と試算して、予算に計上してきた。しかし、先ごろ不動産鑑定士が実勢価格に基いて価格と鑑定した結果、なんと41億5200万円余であった。差額はじつに約14億円だ。まったくあきれられるばかり。売却を予定して約4年にもなるのに、正しい鑑定価格を算出することなく予算計上

したりしたのは、誰の過ち、誰の責任なのか。

質問(4) JR1跡地売却の議会への報告で区は、「今回、財産価格審議会が新しい数字を出したので」とか「50年の定期借地権も50年の協定書も紳士協定」と受け取れる答弁など所管課長らの不勉強が目立つ。20年間もかかった区有地を売却だが、行政は事前に十分は打ち合わせや学習をしたのか。

質問(5) 事業応募者の提案 [2ページに続く①](#)

## 安倍内閣 集団的自衛権行使の閣議決定は違憲だ！

### 私は直ちに閣議決定無効の訴訟を起こしたが...

安倍内閣は昨年7月、日本国憲法制定後、憲法違反とされてきた集団的自衛権行使を容認する閣議決定をした。例えば、日本は他国から武力攻撃されなくても、同盟国である米国が攻撃されたら、米国と共に集団的自衛権を行使し戦争に参加するということだ。

憲法9条で規定している戦争放棄に違反する違憲行為である。私は昭和20年8月15日の敗戦当時、わずか6歳であったが戦争の怖さ、悲惨さ、惨めさを子どもなりに体験した。そのため、長じてからは不戦、非戦の立場になったのは当然だ。日本国民、目黒区民として、戦争を知らぬ好戦論者の安倍晋三総理と18名の大臣たちが、閣議決定した集団的自衛権行使は、憲法違反かつ無効である確認を求め行政訴訟を東京地裁に起こした。

訴状の一部を抜粋し紹介する。

#### 訴 状(抜粋)

平成26年8月4日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 須藤 甚一郎

被告 内閣総理大臣 安倍 晋三

憲法違反及び閣議決定無効確認請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙代 13,000円

#### 第1 請求の趣旨

平成26年7月1日、安倍内閣は臨時閣議で「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を行った。しかし、本件閣議決定は、まず日本国憲法 第2章(戦争の放棄) 第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の

行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」に違反する。

なお且つ、本件閣議決定を主導した安倍晋三総理大臣及び本件閣議決定に同意した閣議の構成員であるすべての国務大臣は、憲法第99条(憲法尊重擁護の義務)「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」にも違反する。

よって本件閣議決定は、憲法違反であるため、無効であるとの確認を求めます。

#### 第2 請求の原因

1 原告適格及び訴えの利益について  
原告は、先の戦争中、昭和20年3月10日のいわゆる東京大空襲の直後、戦火を逃れて東京都板橋区から母が薩摩芋の買い出しにいらっていた埼玉県東松山の農家の物置を借り縁故疎開。同年4月に小学校入学の学齢であったが入学できず、6歳7か月で疎開先で敗戦を迎えた。敗戦後の食糧難により食うや食わずで栄養失調に。わたしたちは食う物が無いのに、ノミやシラミに体中食われ放題であった。子どもたちは痩せ細り、さながら骸骨標本みたいな体型だった。飢餓に耐えられず、辛い雑草までむしゃぶり食った惨めさは忘れられない。

戦後生まれで戦争を知らぬ安倍総理が、集団的自衛権を行使容認する閣議 [2ページに続く②](#)





区民無視！  
怠慢！

# こんな区政運営あるか！ 3代の区長が20年間放置！

1 ページ①より続く ▶ を審査する審査委員会の委員長、委員の7名について、氏名だけ公表し肩書きは公表せず。透明性に欠ける。なぜ、審査委員の肩書きを公表しないのか。審査項目と配点では、「施設計画・技術面評価」40点、「価格等の評価」40点で同じ。JR跡地売却は、財源確保が主目的である。「価格等の評価」の配点を他の評価より多くすべきだが、なぜ、しないのか。

(JR跡地に関する経緯について)  
平成7年3月 都と区がJR跡地(旧国鉄清算事業団宿舎跡地)を取得  
平成16年3月 実施計画改定時に「50年間の定期借地権導入し、業者に貸し、まちづくりを図る」と決定  
平成18年11月 都と区が、JR跡地の共同開発事業で基本協定を締結  
平成20年12月 地区計画のため、JR跡地周辺地区街づくり懇談・協議会が発足  
平成22年10月 懇談・協議会にて意見・要望を聞く(16回開催)  
平成23年9月 青木区政の失敗で財政最悪。JR跡地が緊急財政対策で売却対象に。しかし、以後住民の懇談・協議会を開かず説明なし。目黒区は売却したいと何度も東京都と交渉したが、やっと昨年都は売却に同意  
平成26年10月 JR跡地都区プロジェクト事業方針を策定(土地を随意契約で売却。50年間の基本協定作成。プロポーザル方式で事業者決定)  
平成27年5月頃 事業者決定。(売却にあたり最低制限価格)都区合計:76億6千万円(都部分:35億8千万円、区部分:41億5千8百万円)  
\*目黒区は、これまで土地の目黒区所有部分を27億6千万円と算定。今回不動産鑑定士が実勢価格で算定したら14億円増の41億5千万円であった。  
●平成7年3月にJR跡地を購入してから、同22年までの投入総経費は、当時の企画政策課長のまとめによれば、5,971万6,760円であった。



JR跡地を取材中

2 青木区長は、目黒区の代表として「イスラム国」によるテロ事件及び安倍晋三首相の中東歴訪についてのどう受けとめているか、その所信を問う  
公知のように日本人の質だった湯川遥菜さん、後藤健二さんの二人は、「イスラム国」により惨殺された。さらに、日本人の質事件を契機にして、ヨルダン軍のパイロットが生きたまま焼死させられた。

駐イラン大使などを歴任した元外交官の孫崎享氏はインタビューで、「安倍晋三首相は中東歴訪で「イスラム国」対策のためとしてイラクやレバノンに2億ドルを支援することを表明。安倍首相は「支援は「イスラム国」の脅威を食い止めるため」、「イスラム国と闘う周辺各国に」としており、「イスラム国」は今回の安倍首相の発言を、宣戦布告と見なし、湯川さん、後藤さん殺害につながった。」

「イスラム国」は「安倍総理大臣よ、今後もあなたの国民はどこにいても殺されることになる。日本の悪夢が始まる」と。それを受け安倍首相は、「イスラム国」に「罪を償わせる」と発言した。青木区長に質問する。安倍首相の中東歴訪とテロ事件の関係をどう受けとめるか。また、「イスラム国」のテロ宣言と安倍首相の「罪を償わせる」発言をどう解釈しているか。

# 集団的自衛権訴訟！ 地裁も高裁も違憲審査せず訴え却下！

1 ページ②より続く ▶ 決定について、嬉々としてしゃべる姿をテレビで見た。戦争の悲惨さ、惨めさを体験し、鮮明に覚えている最後の世代であるわたしたちが、安倍内閣が憲法違反でやろうとする集団的自衛権の行使を容認することに歯止めをかけねばならないと決意し、本件訴訟を提起するものである。

## 2 憲法改正を回避し、閣議決定で集団的自衛権の行使を容認したのは違憲である。

(1) 憲法第9条の「解釈改憲」は違憲。  
集団的自衛権の法整備はできない。

7月1日の閣議決定は、集団的自衛権の行使容認に関しては、憲法改正と同等の効果のある憲法第9条の解釈を単に変更する「解釈改憲」といわれる手法を採用し、憲法改正の手続きを避けて通った。安倍内閣が、あえて憲法第96条の手続きを避け、閣議決定で集団的自衛権の行使を容認することにしたのは、いうまでもなく違憲というべきである。

(2) 麻生副総理「ナチス憲法の手口を学べ」  
発言と安倍総理の9条解釈改憲

平成25年8月、麻生太郎副総理が、講演でつぎの趣旨の発言をして物議をかもし、日本国内のみならずドイツなど外国でも大いに注目された。発言の一部を引用する。

「ヒトラーはいかに軍事力で(政権)を取ったように思われる。全然違いますが。ヒトラーは選挙で選ばれたんだから。…そして、彼はワイマール憲法という、当時ヨーロッパでもっとも進んだ憲法下であって、ヒトラーがでてきた。…憲法は、ある日気がついたら、ワイマール憲法がなくなってナチス憲法に変わっていたんですよ。誰も気がつかないで変わった。あの手口を学んだらどうかね」麻生副総理の発言当時、発言の影響は大きく、その後、麻生副総理は発言を取消した。しかし、安倍総理が主導した憲法第9条の解釈改憲のやり方は、麻生副総理が示したナチス憲法変更の手口を下敷き

にしたのではない。

閣議の構成員である安倍総理及び全閣僚は、憲法第9条の解釈として憲法施行から現在まで、集団的自衛権は違憲であると解釈されてきたのを破棄し、集団的自衛権は適法であると解釈の変更を行ったのである。憲法第99条の規定を破り、憲法違反の行為を平然と行ったというべきである。

内閣は、行政府であって、立法府ではないのだから、憲法改正と同等の効果があるといっている憲法解釈の変更を総理大臣が閣議で発議し、決定できないのは当然であろう。

安倍内閣が行った「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」の決定過程ごとく、国の基本政策決定が国民を直接代表する国会のよってなされず、行政権である閣議で行った。

## 東京地裁は、閣議決定は「内閣の合意形成」、高裁は「将来の政策の1つの指針だ」として訴えを却下！

東京地裁民事部(小林宏司裁判長)は、1回も口頭弁論を開かず訴訟提起から17日後に、原告の訴えを却下した。地裁の判断は行政事件訴訟法3条4項にあてはめ「原告が無効確認を求める閣議決定は、合議体の機関である内閣の意思決定であって、それによって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではなく、また、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為でもない」として却下。つまり、訴訟の対象にならないというのだ。

私はすぐに東京高裁に控訴した。地裁は閣議決定が違憲であるか否かをまったく審査してないからだ。

## 東京高裁(須藤典明裁判長)は11月27日に判決を言い渡したが、地裁と同じく却下であった。

高裁は「本件閣議決定は、原判決も説示しているとおり、合議体の機関である内閣において将来の政策決定の際の1つの指針とするためになされた意思決定であって、本件閣議決定自体によって直ちに国民の権利義務を新たに形成したり、変更したりするものではない」として却下したのだ。

しかし、裁判所の判断とは違って、閣議決定は国民に対して何ら拘束力がないのに、あたかも集団的自衛権容認が法的に決定したかのごとくの現状だ。とくに「イスラム国」のテロで湯川さん、後藤さんの2人が惨殺されて以後は集団的自衛権が浮上している。総理・安倍は、施政方針演説でも触れず、国民をベテンにかけ、4月の統一地方選以後に自衛隊法改正などを目論み例によってずるいやり方だ。けれど、絶対に戦争に加担し違憲である集団的自衛権を認めてはいけぬ!



青木英二目黒区長

# 税金の無駄遣い許すな! 相変わらず青木区長は新年会を1日12か所も! 税金で会費60万円余!

こんなことが許せるか!青木英二目黒区長は、不況と自身の無能さによる目黒区財政運営の失敗により、東京23区中最悪の財政状態にしたことをもう忘れたのか。相変わらず区民の血と汗の結晶である税金を「おめでと!乾杯!」って新年会会費として、無駄にばらまいているのだ。

多いときは1日に新年会12か所も回る。区長・青木の cane なら何か所回ろうが勝手だが、公費、税金を何だと思っているのか。平成27年1月~2月の区長交際費はまだ公開されていないので、平成26年1~2月の交際費を右の表でご覧いただきたい。1月10日には、なんと12か所もの新年会場を回った。1日で新年会費88,000円をばらまいた。トンデモナイ無駄遣いだ。

## 「社会通念上、儀礼の範囲」といえる金額じゃない!区民の血と汗だぞ!

もう9年前になるが、平成18年の新年会費として区長・青木は132件総額1,113,500円を税金で支払った。私は、区長・青木に1,113,500円の返還を求める住民訴訟を起こした。青木の使い途はデタラメで新年会費5,000円とあるのに10,000円を払ったり、早稲田大学同窓会目黒支部の新年会費10,000円を払うなどやりたい放題!

しかし、東京地裁の判決は、「社会通念上、儀礼の範囲を逸脱したとまではいえない」と私の請求を棄却した。冗談じゃない!朝日新聞は「新年会132回110万円 区長の会費「儀礼の範囲」東京地裁 5分の滞在、効果「疑問」」の見出しで記事にした。

記事はこうだった。「多い日は1日に12か所を回った東京都目黒区長の「新年会行脚」への公金支出は適正なのか——。計132回にのぼる06年の新年会出席で支出された交際費約110万円を青木区長が区に返還するよう区議が求めた住民訴訟の判決が21日、東京地裁であった。

原告の区議は「会費の算定根拠がずさん」「5分間の滞在で、区の出費が訴えられるはずがない」と訴えていた杉原則彦裁判長が出した結論は、「支出は違法ではない」だった。裁判長も会費の根拠について「社会通念上、儀礼の範囲を逸脱したとまではいえない」と判断した。

しかし、裁判長は「必ずあいさつをした」という区長側の訴えと認めつつ、「区政の現状や取組み状況を区民に十分伝えられたか、疑問がないではない」と述べた。区長・青木は「社会通念上、儀礼の範囲を逸脱したとまではいえない」の判決をいいことにして、新年会で区民の税金をばらまき放題! 区長の資格はないよ!



## 26年1月 区長交際費支出状況の一覧表

- 6日会費・世田谷目黒農業協同組合賀詞交歓会 10,000円
- ・祐天寺自治会賀詞交歓会 10,000円
- 7日会費・目黒銀座商店街協同組合賀詞交歓会 15,000円
- ・目黒区商店街連合会新春賀詞交歓会 12,000円
- 8日会費・東京都建設組合新年会 10,000円
- 9日会費・東京都行政書士会・東京行政書士政治連盟新年賀詞交歓会 10,000円
- ・目黒防犯協会新年会 9,000円
- 10日会費・東京都社会保険労務士会山手統括支部・東京都社会保険労務士政治連盟新春賀詞交歓会 10,000円
- ・東京交通労働組合中野地区協議会旗開き 5,000円
- ・大島町会新春役員会 10,000円
- ・部落解放同盟東京都連合会品川支部新春旗開き 10,000円
- ・宗偏流正伝庵初釜及び初生(1月11日) 5,000円
- ・東京都公衆浴場衛生衛生同業組合目黒区浴場支部新年会 10,000円
- ・東京都クリーニング衛生同業組合目黒支部新年会 15,000円
- ・目黒消防団新春顔合わせ(1月12日) 3,000円
- ・目黒消防団第6分団新年会(1月12日) 10,000円
- ・権之助坂商店街振興組合・目黒駅西口町会新年賀詞交歓会10,000円
- 14日会費・目黒区手をつなぐ親の会新年会 3,500円
- 15日会費・学芸大学料理飲食業組合新年会 10,000円
- 15日会費・目黒区議会議員親族葬儀、香典 10,000円
- 15日会費・祐天寺町会新年の集い 10,000円
- 16日会費・学芸大学商店連合会新年賀詞交歓会 10,000円
- 17日会費・目黒区農業振興運営協議会新年会 4,000円
- ・大島町会新春懇談会 8,000円
- ・八雲小学校開校140周年記念祝賀会(1月18日) 3,500円
- ・目黒消防団第9分団新年会(1月18日) 10,000円
- ・目黒区吟詠詩舞連盟新年会(1月19日) 10,000円
- ・目黒区小山町飲食業組合新年賀詞交歓会 10,000円
- ・首都圏建設産業ユニオン城南支部新年会 10,000円

- 20日市恩・社会教育関係団体役員葬儀、香典 10,000円
- 20日会費・東京都中華料理生活衛生同業組合碑文谷支部新年賀詞交歓会 10,000円
- ・五本木二十日会新年会 6,000円
- 21日会費・碑文谷警察署協力団体小宴 8,000円
- ・目黒区歯科医師会懇談会 6,000円
- ・目黒消防団第8分団新年会 8,000円
- 22日会費・老人クラブさくら会新年会 2,000円
- 22日会費・品川労働基準協会新年賀詞交歓会 10,000円
- 23日会費・目黒区食品衛生協会新年賀詞交歓会 10,000円
- ・東京都電気工事工業組合品川区本部新春懇談会 10,000円
- 24日会費・中小企業診断士協会城南支部新年祝賀会 5,000円
- ・在日本大韓国民団東京目黒支部新年会 10,000円
- ・目黒区柔道接骨師会新年祝賀会10,000円
- ・都立大学商店連合会新春賀詞交歓会 5,000円
- ・学大十字街新年会 10,000円
- ・田道町会新春の集い 500円
- ・大島前元通商店街振興組合新年会 10,000円
- ・学芸大学東口商店街振興組合新年会 10,000円
- 27日会費・東京都理容生活衛生同業組合目黒支部新年会 10,000円
- ・目黒区町会連合会連絡協議会・鷹番住区住民会議新年会 3,000円
- 28日会費・上二東町会新年会 10,000円
- 29日会費・目黒交通安全協会新年賀詞交歓会 10,000円
- 31日会費・目黒区町会連合会第八ブロック連絡協議会新年会 5,000円
- ・ミチル会新年会(2月1日) 5,000円
- ・目黒体育協会新年会(2月1日) 5,000円
- ・目黒区遺族会新年会(2月2日) 2,000円
- ・目黒区書作家協会新年会(2月2日) 6,000円
- 平成26年1月分合計56件 459,500円(うち2件2万円が香典)なお、2月分合計は161500円(うち2件2万円)

毎日新聞 2014年(平成26年)9月19日(金)

オピニオン opinion

地方議員の政務活動費

地方自治法に基づき、政策の調査や研究などのため、報酬とは別に支給されるお金のこと。2013年の改正地方自治法の施行で、「議員の調査研究その他の活動に資するため」と「その他の活動」が用途に追加された。

東京都知事選で応援演説していたある政治家が「知事なんて誰だってできる。周囲にたくさんの方がいるんだから」と言っていた。確かに自治体の首長は、役人の書いた答弁書を拝読しただけで口を出さず議事を乗り切れるが、そんなことを許している議員の側にも問題がある。



須藤甚一郎

Jinichiro Sudo 東京都目黒区議

東京都知事選で応援演説していたある政治家が「知事なんて誰だってできる。周囲にたくさんの方がいるんだから」と言っていた。確かに自治体の首長は、役人の書いた答弁書を拝読しただけで口を出さず議事を乗り切れるが、そんなことを許している議員の側にも問題がある。

区長の答弁書も書いたと聞かされた。首長も議員も不勉強だから、そんなことがまかり通らしてしまっている。実際に目黒区議会であったことだが、区長が医学用語の「インフォームドコンセント」を「インフォームドコンサー」を「費用対効果のことを買」用対コスト」と言い間違えて答弁した。意味を理解しないまま書面を読んでいたのだから、そんな間違いを繰り返すまうと思えない。

首長を支持する与党議員は「予算決算、条例、人事、どれも出てくる案にただ賛成するだけだ。これは「是々非々」ではなく「是々是々」。

議員は自治体の問題を隅々まで知りうる住民で、議員を擁護したり、議員のブログ、選挙公報、演説をチェックしたりすれば、どんな人物か判断できる。有権者の見識も問われている。

すどう・じんいちろう 1939年、東京都生まれ。早稲田大第二政経学部卒。週刊誌記者、テレビリポーターなどを経て99年、目黒区議に初当選。現在4期目。

の指摘がある中、年間195回の日帰り出張をしたとする野々村竜太郎・前兵庫県議が7月1日に「号泣会見」を行い、月額50万円(金額は自治体によって異なる)を事前支給する政務活動費に注目が集まった。地方議会で最も高い月額60万円を支給する東京都では、13年度の全都議の支出のうち計約1100万円が新年会に使われるなど、地方議員の姿勢が問われる象徴的な問題となった。

働く議員になるべきだ



兵庫県議が、政務活動費を不正使用していたことが発覚し、急きよ記者会見を開いた。疑惑の県議は説明そのもので、数十分も大声張り上げ泣きわめき、正気の沙汰ではなかった。テレビ・新聞で「号泣会見」として取り上げ話題沸騰し、同時に、「地方議員なんかいらんやない」との声も。私は毎日新聞の取材を受け持論を話した。その後、女性の現職議員の小淵優子、松島みどりの2閣僚が公選法違反かと騒がれ閣僚辞任。そのとき「夕刊フジ」の取材で話した記事を合わせ紹介する。

区長の答弁書も書いたと聞かされた。首長も議員も不勉強だから、そんなことがまかり通らしてしまっている。実際に目黒区議会であったことだが、区長が医学用語の「インフォームドコンセント」を「インフォームドコンサー」を「費用対効果のことを買」用対コスト」と言い間違えて答弁した。意味を理解しないまま書面を読んでいたのだから、そんな間違いを繰り返すまうと思えない。

首長を支持する与党議員は「予算決算、条例、人事、どれも出てくる案にただ賛成するだけだ。これは「是々非々」ではなく「是々是々」。

議員は自治体の問題を隅々まで知りうる住民で、議員を擁護したり、議員のブログ、選挙公報、演説をチェックしたりすれば、どんな人物か判断できる。有権者の見識も問われている。

議員は自治体の問題を隅々まで知りうる住民で、議員を擁護したり、議員のブログ、選挙公報、演説をチェックしたりすれば、どんな人物か判断できる。有権者の見識も問われている。

014年(平成26年)11月21日(20日発行) <第三種郵便物認可> <16>

オレが世代応援します

人生一毛作



政治と金の問題で2人の女性閣僚が相次いでいる。いまさらこんなことをいって、「オレはこいつらよりよはまが辞任。号泣議員やセクハラヤジ」とを言うのは何だが、国民の政治を「しだろ」と思ったんだ」と政界への転身の動機を語る。

芸能リポーターから地方議会へ 政治は参加することに意義あり

元ジャーナリス 東京都生まれ。選歴の60歳になった須藤甚一郎。選挙生活45年の(75)は、お粗 地位と恵まれた生活を捨てた。末な議員が横行する「70、80になつてからじゃ遅い」のを見て、「別 だ、やるならいままで」とに憤りながら、1999年4月、東京都目黒区議に無所属で初当選。最初の得票数は8位だったが、2期目からは2位に大差を付けて連続トップ当選して

収入は半減した。毎月の議員報酬を「悪いらだ」などと嘆いていても、何も変わらない。むしろ、議員が出てくるのには、選挙権があるから、議員なんてだれだってできるよ。僕だって政治に参加することに意義があるというけど、政治ってなんだ。参加することに意義がある。

「議員なんてだれだってできるよ。僕だって政治に参加することに意義がある。」

「議員なんてだれだってできるよ。僕だって政治に参加することに意義がある。」

おみや・とももの、ノンフィクションライター。1948年、茨城県生まれ。中学卒業後、東京下町のネジ販売会社で勤務。タワシ、週刊誌編集者など、十数年の経験を経て、現在に至る。政治、経済、社会問題など幅広い分野で執筆。「平山郁夫の真実」(新講社)「死ぬのにはいろいろかかると」(祥伝社)など著書多数。

現在4期目。テレビ・ワイドショーのリポーターを長く務め、スキャンダル芸能人を舌鋒鋭く追及する姿が記憶に残る。いまは議会を行政の不正、疑惑、税金の無駄遣いを徹底追及して

「悪いらだ」などと嘆いていても、何も変わらない。むしろ、議員が出てくるのには、選挙権があるから、議員なんてだれだってできるよ。僕だって政治に参加することに意義がある。

「議員なんてだれだってできるよ。僕だって政治に参加することに意義がある。」

イスラム国(IS)特集、話題の雑誌から

「後藤さん殺害」映像



「若者はなぜイスラム国を目指すのか…池内恵氏インタビュー」

池内恵氏(いけうちさとし) 1973年、東京都生まれ。池内東大准教授は、気鋭のイスラム学者で、その学識は単なるbookish(単に書物だけの)ものではなく、アラビア語に精通しアラブ諸国現地での研究も積んでいる。02年大佛次郎論壇賞、09年サントリー学芸賞受賞。(「読売クオーターリー」デジタル版掲載記事を抜粋して紹介する)

イスラム国に外国からの戦闘員が流入しているのはなぜか。この問題を理解するためには、まずイスラム国の唱える「グローバル・ジハード」の理念や歴史を知らねばならない。

そもそもイスラム教徒は、自らが神と対一の関係で結ばれており、一人一人が神の命令に従って義務を果たす責任を負っていると考え、つまり、世界のどこにいても、国家や民族を超えた一つのイスラム共同体に帰属している、という意識がある。そこから、たとえ他国であっても、異教徒に支配された国があれば、自ら戦いに赴いてジハード(聖戦)で解放する義務があるという考え方が出てくる。これがグローバル・ジハードだ。

バレスナ出身のアブドゥッラー・アッザームという法学者が、コーランやハディース(預言者とその周辺で布教に従った教友と呼ばれる先駆者たちの言行録)に基づいて、ジハードの理論を世界からアフガニスタンに集まってきた義勇兵に教え込んだ。

その教えを継いだ弟子の一人が、アルカイダのピンラーデンだ。「近い敵」との闘争に敗れた人々を糾合する形で、ピンラーデンは、「遠い敵」、具体的に言えば世界の中心にあって「近い敵」を支えているアメリカへのグローバル・ジハードを展開した。これが2001年の9-11テロにつながっていった。

★ネットをつなぐ「分散型組織」の誕生 ところがその後、アメリカは軍事、警察、諜報、司法の力をフルに動員して徹底的にアルカイダを追いつめ、組織に壊滅的な打撃を与えた。組織を広げると一網打尽にされるということを学習したアルカイダは「分散型」の組織を目指すことになる。近年でいえば、2013年の米ボストンマラソンのテロや、2014年10月のカナダオタワでの国会銃撃事件などは、このような流れの中で起きた。

イスラム国に外国からの戦闘員が流入しているのはなぜか。この問題を理解するためには、まずイスラム国の唱える「グローバル・ジハード」の理念や歴史を知らねばならない。

そこから、たとえ他国であっても、異教徒に支配された国があれば、自ら戦いに赴いてジハード(聖戦)で解放する義務があるという考え方が出てくる。これがグローバル・ジハードだ。

★ジハード戦士たちの心理構造 イスラム国の戦闘員は、米CIAが昨年9月に発表した推計では2万人から3万1500人となっている。そのうち半分ほどを占めているのが近隣のアラブ諸国からの参加者だ。

また、イスラム国は捕虜を斬首するなど残酷な処刑を繰り返している。さらには少数派であるヤズィーディー教徒を奴隷にするなどして国際世論から非難を浴びているが、コーランやハディースには、確かにそうした行為を認めるように読める箇所がある。例えばコーランの47章4節には、「信仰なき者といざ合戦という時は、彼らの首を切り落せ」といった章句がある。

★自由から逃亡する若者たち これは移民に限らないことだが、近代自由主義の中で生きる人間に固有の問題が現れているのだと思う。どういふことかという、西欧社会では「自分が何をなすべきか」は自由意思に任されている。

自ら判断しなければならぬ。そのような自由は時として重荷になってしまう。ところが、何か権威あるものに従うことにすれば、自分で決めなくても良い。自ら判断する自由を捨ててナチスドイツの台頭を許した人々の心理を分析した社会心理学者、エーリヒ・フロムの言葉でいえば、彼らは「自由からの逃走」を図ろうとする。

ましてやイスラム教の「神の啓示」は、なすべきことを全部教えてくれる。先進諸国からイスラム国を目指す若者が出てくるのは、このような理由があるからではないだろうか。日本でも昨年初、北大を休学中の若者がイスラム国への参加を企てるという事件があったが、ここでも同様な心理が働いていたような気がする。

かつてオウム真理教に集まった人々もそうだったと思うが、先進自由諸国では、このようにして「自由からの逃走」に走ってしまう人がある程度出るのはどうしても避けがたい。イスラム教の「宗教改革」だが、しかしその可能性はかなり厳しいといわざるを得ない。

安倍総理の外交が、湯川さん、後藤さん殺害のテロを誘発した! 孫崎元イラン大使に聞く

「イスラム国」が拘束した日本人二人湯川運菜さんと後藤健二さんが殺害された。日本人が「イスラム国」に標的にされたことの意味や、今後、日本にとって懸念されるリスクについて、孫崎元・元駐イラン大使に話を聞いた。

(まごさき・うける) 1943年生まれ。東京大学法学部中退。外務省入省。駐ウズベキスタン大使、国際情報局長、駐イラン大使を歴任。著書に「戦後史の正体」(日本の国境問題)(ちくま新書)など。(東洋経済オンラインから抜粋紹介) —「イスラム国」が日本に矛先を向けてきた背景をどう

う見ますか。 安倍晋三首相は中東歴訪中、1月17日、エジプトで「イスラム国」対策のため、としてイラクやレバノンに2億ドルを支援することを表明した。2億ドルには難民支援、人道支援という名目

しかし、安倍首相は「イスラム国」の脅威を食い止めるため、「イスラム国」と闘う周辺各国にとり、利敵行為とみなされる。 また、安倍首相は今回、イスラエルを訪問して、イスラエルと日本の両方の国旗の前で、ネタニヤフイスラエル首相と両国が連携を強化することを表明した。

「イスラム国」の立場から見れば、イスラエルを含む中東諸国を訪問して、公然と「イスラム国」に敵対する示威行動をしたに等しい。「イスラム国」は今回の安倍首相の Cairo の発言を、宣戦布告と見なし、湯川さん、後藤さん殺害につながってしまった。安倍首相の中東歴訪と2億ドルの人道支援声明が、残念な結果をもたらしたことになる。

安倍首相の発言はタイミングも最悪であった。西洋社会とイスラム社会との対立感情はここ数年でかつてなく、高まっている。とくに、今年1月、パリで起きたイスラム過激派による風刺新聞社「シャル・エブド」襲撃事件に対し、フランスのオランド大統領が先頭に立って組織したパリ大行進は、「西洋世界対イスラム世界」の戦いを世界に印象づけた。

——イスラム社会の日本への見方が変わってくるのでしょうか。 1973年の第1次石油危機後、日本はアラブ・イスラム諸国と良好な関係を築いてきた。アラブ・イスラム諸国も、日本に対して友好的な感情を抱いてきた。アラブ・イスラム諸国との友好的な関係という貴重な財産が、安倍首相の前のめりの外交政策により、毀損されるのではないかと強く危惧する。

日本がイスラエル寄りの国であると思われることにはリスクがあったからだ。そういう感覚は安倍首相にはまったくないようだ。

——安倍首相は昨年、集団的自衛権の行使を閣議決定し、今年中に行使を可能にする法改正を行う。安倍政権の前のめりの外交政策には、2つの要因があると考える。第1には、米国の要望に従い、集団的自衛権の行使などを進めて、日米同盟を深めたいと、東アジアの危機に際して米国の支援が得られにくいと危惧しているのだろう。東アジア危機とは尖閣問題や北朝鮮有事が念頭にあり、しかし、東アジアで米国が何かをしてくれるという期待は幻想に過ぎない。

第2に、安倍首相はすべての政策においてある案件、事象について、自分の立場を決めたら、その路線を突き進む。それに伴うリスクを考慮せず、またその立場と違った意見や助言をまったく好まない。安倍首相の周囲やブレーンには、安倍首相と意見を同じくする人々しかおらず、苦言を呈したり、忠告をしたりする人がほとんどいない。

孫崎元大使

区長所信表明

小学生にも笑われる内容だ！「青木区長所信表明」を採点する！

頭を使え、区民のため何をするのか、したいのかハッキリせよ！

目黒区議会では、恒例だが、その年の第1回目目黒区議会定例会、つまり最初の区議会で区長が「所信表明」を読み上げる。むろん、

区長・青木がひとり書いたものではない。区長が本会議で答弁するとき、役人が書いた答弁書を朗読するのと同じで、いわば「ゴーストライター」がいるはずだ。

さあ、平成27年2月「区長所信表明」をチェックしよう。問題はいろいろあるが2つだけ挙げよう。

●「本区の財政状況は、経常収支比率の改善が見られましたが、適正とされている範囲を超えており、また、積立基金残高は、一定の回復が図られたものの、二十三区の中でも依然として低い水準にあるなど、財政の硬直化から脱し切れずおられます。

新たな行政需要に的確に応え、区民生活を守り支えていくことができるよう、将来に向けて、柔軟な行政運営を支える基金の確保など、区の財政基盤をゆるぎない強固なものにしていく取り組みをさらに進める必要がございます(5頁)

●(須藤コメント)区長・青木は、ふたご目には「基金、基金」と基金を口にする。4年前、区長選公約の区立小中校すべての人工芝化、電柱地中化など身から出たサビと区財政運営の失敗で、最悪の財政難になったとき、区長・青木は「基金があれば、こんなことにはならなかった」旨のマヌケな発言をして嘲笑された。基金を取り崩して使ったのは誰だ！自分じゃないか。

基金は即、区民のためにはならない。いわば家庭での定期預金のようなもので、使用目的を条例で決め積み立てていく。目的以外には使えないのが原則だが、家庭が娘の結婚資金の定期預金をおやじが馬券を買うのに使えないのと同じだね。でも、基金の種類によっては、簡単に取り崩して使える。区長・青木は、自分の失政の穴埋めをするために、基金を積むことに熱を上げているのか。

目黒区財政計画では、「積立基金残高の将来予測」をしてい

るが、財政難ですぐ使える「財政調整基金」が平成27年度120.9億円、28年度114.1億円、29年度115.3億円、30年度115.1億円、31年度108.8億円である。目黒区が基金を取り崩すのは、どういふときかと財政課長に質問すると、「いざというときです」と。保育及び老人施設問題は、やるのは今でしょ！とくに「いざ」ってえ状態だ。基金で暖めている場合ではないよ！

●(1)「第二に、暮らしや健康と子どもの育ちを支える取組でございます。

区では、認可保育所の設置支援などにより入所定員増加に努めてまいりましたが、保育所待機児童数は依然として多い状況でございます。(略)

そこで、賃貸型や国公有地を活用した私立認可保育所、小規模保育事業施設の整備など、国・都・民間など多様な資源を活かしながら、保育所待機児童解消を目指して、着実に定員拡大を図ってまいります(16～17頁)

(2)「歳入確保策におきましては、まちづくりの考え方を表現させる観点で売却に取り組むJR宿舍跡地のほか、滞納対策事務の一元化の取り組みなど、多角的な歳入確保に努めてまいります(26頁)

(須藤コメント)：(1)と(2)を読んでおかし、こりゃへんだって思いませんか？電車の中の大手学習塾の広告に、名門中学の国語の問題があるので、いつも読むけど、むずかしいね、あれは。小学生だって、(1)でいっていること(2)でいっていることの矛盾はすぐに理解するはず。だって、(1)では、「保育所待機児童数は依然として多い状況」だから、「国公有地を活用した私立認可保育所、小規模保育事業施設の整備など、国・都・民間など多様な資源を活かしながら、保育所待機児童解消を目指して」とある。

ところが、(2)では、「歳入確保策におきましては、まちづくりの考え方を表現させる観点で売却に取り組むJR宿舍跡地のほか」を売却するといっているのだ。小学生に「目黒区のエリアひとつでバカだなあ！」って笑われるぞ。JR跡地を売却し、保育所待機児童対策などに使えばいいの。そもそもJR跡地は20年前に、目黒区の区民住宅や社会福祉施設を造るために、32億円で買ったのだ。そんなことも忘れたのか、青木区長さんよ！

目黒区は、なぜ区民に「マイナンバー(共通番号)」制度の説明会をしないのか！

区民無視だよ！

区民のための説明会せず「国がPRする」と責任逃れ！

しかし、目黒区はこの意見を「意見の趣旨に沿うことは困難である」に分類し、説明会を開催しないという。説明会を開かずに、区民から意見を求めて何の役に立つのか。区は検討結果(対応策)として「現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRを努めています。区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等でお知らせする予定です。全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で区として説明会を開催する予定はありません」と書いて、ホームページやコールセンターを設置してPRを努めています。区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等でお知らせする予定です。全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で区として説明会を開催する予定はありません」と書いて、私は企画総務委員会で、区民がマイナンバー制度を理解できる説明会を開催すべきだと指摘しても、「開催予定なし」の一点張りだった。

「マイナンバー(共通番号)」制度は、日本に住民票のある全員に12ケタの番号を割り振り、税金や社会保障など行政に関する個人情報を1つの番号でつなぐ制度だ。国及び目黒区など自治体の行政は、事務処理能力のアップなど利点ばかり強調する。が、国及び自治体が個人情報すべてを把握し、使い方により危険性がある。2016年から、税務署やハローワークなどの機関がマイナンバーによる情報管理を順次開始する。17年から本格稼働する。しかし、目黒区はこんな重大な制度開始を目前にしても、マイナンバーの説明会を開催していない。目黒区でも本格稼働に向け準備を進めおり、このほどマイナンバー関係のパブリックコメント実施結果を区議会に報告した。パブリックコメントの中に、「被害等問題が発生したとき、自治体が対処しきれないおそれがあること及び国民への説明が不十分であることから、制度そのものに反対である」や「制度に関する区民向けの説明会を開催するべきである」の意見があった。

目黒区は毎年「新年のついで」と称して、1月の仕事始めに目黒雅叙園で新年会を開いている。ずっと出席者は無料だったが、2年前から会費3千円になった。目黒区が「一般招待者」として、招待したのに会費3千円を払わせるのはおかしい。今年は1月5日(月)午前11時30分～0時45分で開催された。「新年のついで」の詳細が、私の所属する議会の企画総務委員会に報告があった。参加者内訳はつぎのとおり。(無料参加者)名誉区民、外国大使等、区政功労者、合計75人。(有料参加者)区議員、都議会議員、区議会議員(議長・副議長は除く)、一般招待者416人、区長、議長、副議長、副区長、教育長、区管理職、合計509人 開催経費 2,670,153円(食糧費、手話通訳、外国語通訳謝礼) 会費収入金額 1,527,000円(@3,000×509人) ★招待者から会費を取りその上「尊大」！ 招待してやっている態度だ！ 私は、目黒区が招待した一般招待者から会費3千円を徴収するのはおかしい、と調べて質問した。通常、招待客といえは無料である。「会

費を取るのに招待客という文言はおかしい」というと、総務課長が「昨年も一般招待者とかから会費3,000円をいただきました」と答弁。有料にする前は無料だったのだから、一般招待者の名称でいい。そのときの名称を有料にしても、そのまま使っているのではないかと。総務課長は「会費を払えば誰でも参加できるという「新年のついで」ではないので、区が選んで招待しているのです」と答弁。私はさすがに「そんな尊大な言い方はあるか。招待して、きていただくというのでしょ」と。尊大とは、言うまでもなく「相手を見下す」ことだ。区民を「新年のついで」に招待してやっている、といった尊大な態度が許せない。一般区民から会費を徴収することは仕方がない。しかし、「一般招待者」と呼んで有料なのは常識外れ。無料だった頃の文言をそのまま使用しているのなら、不勉強なもの。区長・青木は「新年のついで」を自分の後援会の新年会と勘違いしてか、下手な五七五を俳句と称して披露。通じない英語のスピーチをやったり見苦しい。それでも会費を取っているのだ。その上、招待してやっているのだと尊大にやられたら、たまったもんじゃない！

「目黒区行革計画」改定案(平成27年度～29年度) 非常勤1000人はどこへ？ 見せかけだけの職員削減、本当のことは区民にわからず！

改定案の冒頭で「目黒区では、平成4年度に設置した経営改善本部、平成9年度にそれを引き継いだ行政改革本部のもと、不断に行財政改革を進めています」ともっともらしく書いている。「第2章 行政運営の現状と課題1 行政組織と職員数」の「現状」を読むと、「目黒区の常勤職員数は、平成26年4月1日現在2,048人で、平成16年度以降、常勤職員597人の削減を行いました。平成26年4月1日現在の他区との比較では、職員1人あたりの人口が多い順で、本区は16位(130.8人)となっており、23区平均(148.7人)を下回っています」★現場で懸命に働く非常勤を隠し23区を較べてナンセンスな職種の比較では、事務系は平均(332.9人)を下回る14位(296.7人)、福祉系は平成23年度の状況(21位)から改善が見られたものの、23区の中でも下位の19位に位置し

ており、他区と比較して職員数が依然として多い状況にあります」 図表では、16年度には2,574人だった職員が毎年少しずつ減り、26年度には2,048人。しかし、実際に区の各部署で働く非常勤職員数はどこにもない。また、23区職別職員数(26.04.1現在)とあるが、非常勤職員はどこにもない。私が所属する企画総務委員会へ報告があり、所管課長に「なぜ、非常勤職員の記載がないのか？これは職員の実態がわからない」と質問をした。すると「行革計画は常勤職員を削減することになっていますので」と答弁。なるほど理屈だね。でも、そんな行革なら、現状をわかんないよ。常勤を減らし非常勤を増やしていれば行政改革にならない。常勤と非常勤を図表に並べて明記すればすぐわかる。次回からそうすると課長が答弁したので、しっかりチェックしよう！

「女性学習グループ連絡会」代表 鈴木恭子さんに 現代文学の読書会の楽しみを聞いた！



1931年生まれで、お元気そのものの鈴木恭子さんは、長い間、目黒区の市民活動家として多方面で活躍してきた。その一つが「女性学習グループ連絡会」であり、鈴木さんが現在代表である。41年前の1974年に、「婦人学級連絡会」として結成され、1994年に「女性学習グループ連絡会」と改称された。グループ会員の相互学習により市民意識の確立と女性の地位向上を図ることを目的としている。現在7つの自主グループがあり、毎月1回の定例会を行う。合同研修会、交流会等を実施している。

の墓」について講演してくれたのです。大勢の区民の女性が聞きこまされた。他にも目黒区在住だった作家の三枝和子さんは、4回にわたる文学講座を開いてくれました。大庭みな子さん、萩原葉子さんの小説も読みましたね。

★「現代文学招待席」では小説家、詩人、劇作家の作品をグループで読み話す！

鈴木さんは、自主グループ「現代文学招待席」を主宰し、作家、詩人、劇作家等を読み話会、講演会を開いている。どんな活動なのか、鈴木さんをインタビューした。「現代文学の読書会が中心の会です。小説をはじめ詩も劇作も含まれます。開催は月1回で、参加する女性には主に主婦ですね。参加者は十人前後で、ひとり読書するのと違って、同じ作品を各自が読んで、どんな読み方をしたかを全員で話合うので、とても勉強になるのです。お互いの読後感を聞き、「ああ、そういう受け取り方もあるのだな」と教わられます。これまでに読書会で読んだ作家は、はじめの頃は宮本百合子さん、佐多稲子さんなど。佐多さんのお宅には、私たちグループ全員で何回も直接、お話しを聞き感謝しました。佐多文学研究者で城西大学の先生だった長谷川啓さんが紹介をしてくださったのです。

★尾崎翠の「第七官界彷徨」は読書会、映画上映、講演会を行った！ 一時は文学界から忘れられた状態だった作家・尾崎翠が再び脚光を浴び、代表作「第七官界彷徨」をグループで読みました。そして、映画「第七官界彷徨-尾崎翠を探して」の上映会を行い、あわせて映画監督の浜野佐知さんの講演会をやり多く区民の女性も男性も聞きこまされた。劇作家の秋元松代さんは、読書会に出席してくれて、作品の田村俊子賞受賞「陸防海軍」などを例に挙げてお話ししてくれました。私は天折した詩人・久坂葉子さんの詩を一読して衝撃を受けて、読書会で取り上げました。私も若い頃、久坂葉子と同じ思いに駆られた読み方があったからでした。グループのみならずそれぞれの読み方、受け取り方が異なり、とても興味深いものでした。自分ひとりで読んでいたのでは、読み方の範囲は限定されてしまいます。

★遠藤元男教授は、男女共同参画の重要性を説き蔵書数百冊を目黒区に寄贈！

日本近世史大家で私の高等女学校の先生であり、日本女子大学教授でもあった遠藤元男先生を目黒区民センターの企画にお呼びしました。遠藤先生は、女性の地位向上、男女共同参画の重要性を早くから力説されていました。目黒区が男女共同参画センターを開設する以前に、遠藤先生はご自分の蔵書から男女共同参画の参考になる江戸時代の和本をはじめ明治、大正、昭和の貴重な書籍を目黒区民のために目黒区に数百冊も寄贈してくれました。しかし、倉庫に保管されたままであつたりしたのが、やっと1昨年、すべての寄贈図書が区民が利用できるようになったのです。ぜひ、共同参画センターの図書室で閲覧してください。

★あの野坂昭如さんは 名作「火垂るの墓」について講演した

そう、あの作家の野坂昭如さんが人気絶頂のとき、講演をお願いした「野坂さんは売れっ子作家で、無理でしょう」といわれましたが、喜んでくださりました。野坂さんは名作「火垂る

フランス経済学者ピケティ断言！ アベノミクスの大企業と 富裕層優遇はダメだ！



ピケティ教授の「21世紀の資本」は、世界中で150万部のベストセラー。日本の分厚い翻訳書はなんと5,940円の高額でもネット書店アマゾンの売上1位を独走中。なぜ、こんなに受けるのか？ ピケティは、先ごろ来日し、新聞各紙のインタビューを受け、テレビはNHKからニコニコ動画まで出まわった。日本のマスコミは安倍政権に尻込みして、アベノミクス批判をきんちんしない。ピケティは日本記者クラブの会見で「アベノミクスは格差を拡大する一方で、経済は低成長になる最悪の事態に陥るリスクがある」と批判、働く者の賃上げの強化を主張。所得税の最高税率が高かった時代は格差が小さく経済成長率も高かったと分析。

アベノミクスの「トリクルダウン(おこぼれに与)理論」は嘘っぱち！

アベノミクスは、そもそも米国大統領レーガンのレーガノミクスのパクリ(流用、盗用)。レーガノミクス同様「トリクルダウン理論(trickle-down effect)」を重視する。「富める者が富めば、貧しい者に自然に富が滴り落ちる」「大企業に流入させた資金が下請け、消費者にも浸透する」という理論。日本では「おこぼれに与(あずかる)」という。しかし、ピケティは、「過去200年間の税制、経済を検証した結果、トリクルダウンは起きたことがない」と結論。アベノミクスは、嘘っぱちってことだ！

無所属・須藤甚一郎 区民の圧倒的な支持！ 3回連続 トップ当選果たす！

目黒区議会議員(無所属)ジャーナリスト 須藤 甚一郎 (すどうじんいちろう) 1967年以来、ジャーナリスト(雑誌記者、専門学校ジャーナリスト講師、夕刊紙編集員、テレビリポーター、コメンテーター)として47年間活動。現在も週刊誌にコラム連載。政治、司法、医学、災害、事件から芸能ニュースまで取材範囲は幅広い。著書に「まっ黒屋の物語」(三一書房)ほか多数。平成11年4月 目黒区議選に初当選 平成15年4月 2期目区議選に3040票(1位) 平成19年4月 3期目区議選に4898票(1位) 平成23年4月 4期目区議選に3986票(1位) 無所属議員として、目黒区行政の不正、疑惑、税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけている。住民監査請求、住民訴訟、行政訴訟などの法的手段を使って、目黒区の行政チェックをやっている。

こうした住民訴訟を提起してきた！ これまで、目黒区旧区役所・公会堂を随意契約で最高購入価格より39億円も安く売却したため、当時の区長の損害賠償を求め住民訴訟を提起した。他にも青木区長が、公務で新年会132回出席、115万円余を支出した事案。めぐろキャンパス内のレストラン「シェ松尾」の改修工事で、青木区長が公費470万円余を支出した事案。青木区長は「目黒区を楽しむ本」の制作。発行に1500万円支出したが、売上金2200万円余の金額が出版社の収入になった事案。子ども手当の目黒区負担分5億1800万円余の公金支出を差し止める住民訴訟を提起。旧区役所売却に係る住民訴訟で、私は政務調査のための訴訟なので政務調査費の一部(135,725円)を訴訟関係の費用に充てた。ところが、青木区長は平成19年、政務調査費の使途基準に反するとする違法な監査委員の勧告を受け、私に返還命令処分をした。それ、平成20年2月に、私は青間く項を被告にして、処分取消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で

勝訴。平成21年9月には、東京高裁でも勝訴した。平成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分した135,725円のうち107,375円は違法であり、処分取消で勝訴。平成26年 区有施設見直し方針に関し住民訴訟。安倍総理「集団的自衛権行使の閣議決定は違憲」の行政訴訟提起。早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業 昭和14年(1939年)東京生まれ 発行日：平成27年2月25日 〒152-0034 東京都目黒区緑が丘1-11-3 電話：03-3723-8167 F A X：03-3717-6223 発行人：須藤 甚一郎